

後退用地内の工作物撤去補助金について

七ヶ浜町狭あい道路整備要綱に基づき、後退用地内に工作物がある場合は、上限50万円まで撤去費用を補助しております。

補助金の額は現地調査を行い町で算出し通知致しますので、撤去工事の2週間前までに提出下さい。

補助対象物件等	・擁壁 ・塀 ・家屋 ・垣根 ・柵(フェンス等) ・その他これらに類すると認められるもの
限度額	50万円まで
注意事項 1. 申請者による見積り金額ではありません。 2. 後退線内(寄付を受ける部分)の工作物撤去費用についての補助金です。後退用地内に工作物が無い場合は適用されません。 3. 工作物撤去後の申請には適用されません。 4. 補助金は狭あい道路事業1件につき1回のみ適用となります	

【提出書類】

1. 補助金交付申請申請書(補助金交付要綱様式第1号) 撤去する2週間前までに提出
2. 補助金実績報告書 (" 様式第2号) 工事完了後

確定杭紛失により近隣トラブルが増えています！

確定杭を紛失されると申請者本人にて復旧して戴くことになります。
杭を一時撤去される場合は、元の位置に戻せるように必ず控えをとるなどして、復旧するようにお願いします。

その他、ご質問お問合せは七ヶ浜町建設課管理係まで。TEL 022-357-2111(内線380・382)